## (一関市千厩ミニシアター条例の一部改正)

改正前

(利用許可の取消し等)

- 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者(以下「利用者」という。)に、許可の取消し、効力の停止、条件の変更、行為の中止、原状の回復又はミニシアターからの退去を命ずることができる。
  - (1) 利用者 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
  - (2)~(5) 「略]

別表(第5条関係)

- 1 [略]
- 2 設備機器使用料

(単位:円)

区分	利用機器名	利用時間	使用料
視聴覚機器	プロジェクタ	1回につき	<u>1,000</u>
	一及び附帯機		
	器		
放送設備機	マイク及び附	1回につき	500
器	帯機器		
[略]			

(利用許可の取消し等)

- 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者(以下「利用者」という。)に、許可の取消し、効力の停止、条件の変更、行為の中止、原状の回復又はミニシアターからの退去を命ずることができる。
- (1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- $(2)\sim(5)$  「略]

別表 (第5条関係)

- 1 「略]
- 2 設備機器使用料

区分	利用機器名	単位	使用料
視聴覚機器	プロジェクタ	1回につき	1,050円
	一及び附帯機		
	器		
放送設備機	マイク及び附	1回につき	520 円
器	帯機器		
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。